

ALSA 学術交流会 2014 報告書

主催：The Asian Law Students' Association Japan（アジア法学生協会ジャパン）

協賛：辰巳法律研究所

目次

- I 団体概要 p.2
- II 企画趣旨 p.3
- III 学術共通テーマ p.4
- IV 企画概要 p.5
- V プログラム紹介 p.6
- VI 各分科会の実施報告
 - ① テーブル 恵比寿 p.7
 - ② テーブル 鶯谷 p.12
 - ③ テーブル 田町 p.16
 - ④ テーブル 日暮里 p.23
 - ⑤ テーブル 渋谷 p.28
- VII 企画責任者総括 p.33
- VIII 外部講師の先生方・実行委員の紹介 p.34
- IX 企画決算 p.35

I . 団体概要

ALSA とは

The Asian Law Students' Association (以下 ALSA) は、アジア 15 カ国・地域の法学生によって構成される、非政治・非宗教・非営利の国際法学生団体です。アジアの法学生同士が、実際にコミュニケーションをとることで、お互いの多様性を認め合い、社会における法の理想を追い求めること、また、様々な国際学術活動に積極的に参加することで、法学生の創意を育むこと、さらに、国際的視野、社会的責任、法的思考力を備えた人材を輩出することを目標に、各国内における学術活動の他、各国学生間の相互交流を積極的に行っています。

2003 年に、それまでアジア各国・地域に点在していた法学生団体が、タイで行われた会議(The ASEAN Law Students' Conference)にて正式に統合し、ALSA は発足しました。現在、インド・インドネシア・韓国・シンガポール・タイ・台湾・中国・日本・フィリピン・ベトナム・ブルネイ・香港・マレーシア・ラオス・スリランカ・インドの 15 カ国・地域にまで拠点が及び、会員数約 12,000 人を誇るアジア最大規模の法学生団体として精力的に活動を展開しています。

ALSA Japan とは

ALSA Japan は、1996 年 11 月に開催された日欧法学生会議を経て、慶應義塾大学、中央大学、東海大学、東京大学、早稲田大学の法学生有志によって発足しました。現在は、青山学院大学、慶應義塾大学、神戸大学、中央大学、立教大学、東京大学、一橋大学、早稲田大学に支部を置いており、関西学院大学にも準支部を置いており、合わせて約 250 名の学生が所属しています。

私たちの活動は多岐にわたりますが、特に「地域的協調に基づく平和で公平な社会の実現」を理念とする ALSA Japan としては、他の ALSA 加盟国との活発な交流と、法律や社会問題を主なテーマとしたディスカッションの 2 つを中心としています。普段は各大学支部で別々に行われていますが、定期的に大学間で交流をし、多様なテーマに基づいてディスカッションを行うことで更なる視野の拡大や価値観の獲得を目指しています。

私たちは、自らがアジア、そして世界を担う人材として成長することを目指して、日々活動を行っております。また、他国の法学生との交流を通して国際的な法学生のネットワークを構築し、ALSA Japan の理念の達成へと一歩ずつ近づいています。

II. 企画趣旨

『成長の限界』という 1970 年代に世界的な影響を与えたローマクラブの研究報告書があります。人口増加や環境破壊がそのまま続けば人類の成長は 100 年以内に限界に達するであろうと警鐘を鳴らし、世界全体に社会の在り方を見直すように提言した有名なものです。しかし、それから 30 年以上たった今も、経済社会は際限なく膨張し続けています。そんな中、今年の G20 のサミットでは「成長と雇用」がテーマとして掲げられました。先進国にとっては財政再建が大きなテーマであるものの、喫緊の課題として世界経済の減速回避、そして雇用の創出が浮上しました。

日本を含め、先進国にとって今は「成長の限界」に直面しているように思います。今や日本が抱える問題は、財政問題、食料自給率低下に伴う農業の問題、人権問題など多岐にわたり、東日本大震災に伴う原発問題は未だに収束の糸口が見えません。また、これらの問題は国内にとどまることを知らず、外交にも大きく関わっていることは事実です。

本企画においては、共通テーマとしてこのローマクラブの研究報告書を引用して「成長の限界」を掲げ、それに基づいた分科会、そして成果報告会を行います。1 日目の分科会においては、各テーマに沿った外部講師の方々をお招きして学生の目線では見えない実情を教えていただき、それをもとに 2 日目にディスカッションを繰り広げることで既存の価値観にとらわれず、かつ理想に留まらない議論を展開します。そして、最終日となる 3 日目には 2 日間の総決算として各分科会の統括と補佐役が代表して参加者全体に成果報告を行います。統括と補佐役だけでなく、各分科会に所属する学生が主体的に成果報告を作り上げることで今後の学生生活や社会人として世間に出た際の一助となると考えています。

最後に、本企画の充実を図るための目標を 3 つ掲げます。第 1 に、様々な意見を聞き入れた上での合意形成に努める人材を育成することです。第 2 に、各分科会が 1 つのチームとして学年問わず協力して 3 日間を過ごすことで最後の成果報告を成功させるということです。第 3 に、学生の視点や考えを踏まえつつ、理想にとらわれない成果報告をこの学術交流会という場だけでなく社会に向けて発信することです。9 大学の支部から成る法学生団体 ALSA Japan には、これらの目標を達成できるだけの自由な発想と多彩な価値観、そして協調性を持ち合わせた人材が揃っています。また、参加者各々が抱く考えを活発な議論の中で発言するための場を本企画が提供することは、学生の成長と今後の社会の発展に大きく寄与するものであると確信しています。

ALSA 学術交流会 2014 実行委員長
一橋大学経済学部経済学科 3 年 岡田 卓磨

Ⅲ.学術共通テーマ

「成長の限界」

『成長の限界』という、1970年代に世界的な影響を与えたローマクラブの研究報告書がある。人口増加や環境破壊がこのまま続けば人類の成長は100年以内に限界に達すると警鐘を鳴らし、世界全体に社会のあり方を見直すよう提言したことで有名である。

それから30年以上経った今も、経済社会は際限なく膨張し続けている。そんな中、今年のG20のサミットでは「成長と雇用」がテーマとして掲げられた。先進国にとっては財政再建が大きなテーマであるものの、喫緊の課題として世界経済の減速回避、そして雇用の創出が浮上した。話し合いの中では、緊縮財政だけでは景気の減速を防ぐことができないとして、特に新興国の経済成長との両立を図る認識で一致したという。

日本を含め、先進国にとって今は「成長の限界」に直面しているように思う。今や日本が抱える問題は、財政問題や少子高齢化問題そして原発問題を始め多岐に渡る。また、対外的にも日本は多くの問題を抱えている。特に尖閣諸島の領有権争いや防空識別圏などでは、日本の外交における役割・立場にも限界が見られる。

さて、先に述べた『成長の限界』には続編がある。そのタイトルは『限界を超えて一生涯のための選択』である。そして最近では、ローマクラブは「世界発展のための新しい道」を掲げて、新たに様々な分野についての提言を行っている。成長の限界に直面する今、その限界を突破しなければ私たちはこれから生きていけない、つまり将来はない、ということなのだろう。短期的な観点からばかり問題を見ていても、限界を超えることはできない。そしてそれは経済社会の「崩壊」につながる。社会が進むべき道は、限界を突破し「崩壊」を避けることだ。

では、成長の限界を超えた先には何があるのか。一つは「発展」だろう。限界を突破しその先に進むことは、発展を意味する。反対に、その限界の中で別の道を見つけ出すこともできるかもしれない。あらゆる問題について、個々の国内における政策そして対外的な日本の役割を長期的な目で再構築していくことが求められているのではないか。

学生の立場から、成長の限界をどう突破するかを考えることは、学生自身のみならず、将来の社会にとっても大きな意義がある。この学術交流会では、学生団体 ALSA の理念の下、全ての参加者が真摯にそれぞれの問題に向き合い、そして充実した時間を過ごせることを切に願う。

以上より、「成長の限界」を ALSA 学術交流会 2014 学術共通テーマとして宣言させていただく。

ALSA 学術交流会 2014 実行委員会 学術担当
中央大学法学部国際企業関係法学科 3年 嘉満 千晶

IV.企画概要

日程

2014年4月20日, 5月10日・5月11日

開催地

国立オリンピック記念青少年総合センター

参加者数

153名

共通テーマ

「成長の限界」

プログラム

本企画は、大きく3つのプログラムから構成されます。

- ・テーブルディスカッション (Table Discussion ; TD)
- ・成果報告会 (Progress Report ; PR)
- ・懇親会

| 日時 | 4/20 (日) | | | 5/10 (土) | | | 5/11 (日) | |
|-------|----------|----|-----|----------|----|-----|----------|----|
| | 午前 | 午後 | 夜 | 午前 | 午後 | 夜 | 午前 | 午後 |
| プログラム | 企画説明 | TD | 懇親会 | TD | | 懇親会 | PR準備 | PR |

(国立オリンピック記念青少年総合センターの午前の部屋の利用時間は8:30~12:00、午後は13:00~17:00です)

V.プログラム紹介

テーブルディスカッション

参加者は5つの分科会いずれかに配属され、分科会ごとのテーマに沿って議論を行います。議論は Table Coordinator（分科会の進行役であり、統括；TC）と Assistant Coordinator（Table Coordinator の補佐役；AC）によって主導されます。

各分科会のテーマは、下記のとおりです。

- ・ 地方自治体の行財政
- ・ 競争社会と幸福観
- ・ 食料安全保障
- ・ 貨幣の価値と信用の限界、金融危機
- ・ 冤罪から考える日本の司法制度の在り方

ディスカッションは3日間にわたって行われます。

初顔合わせとなる1日目は、分科会ごとにTCが、2日目以降議論を行う上で必須となる予備知識を、参加者へレクチャーします。その際、各分科会のテーマに沿った外部講師の方々を招き、講演をしてもらうことでその分野の実情を知ることが出来るようにします。また、初対面の参加者間での親睦を深めることも目的とします。

最も議論の時間が長い2日目は、論点の所在を正確に掴んだ後、具体的なディスカッションに入ります。問題を多角的に考察する、または問題から派生する事象を幅広く考察するといった単一の論点にとどまらないダイナミックな学術活動を行います。

最終日である3日目は、前日までの議論を学術共通テーマに収束させる形で議論をまとめて成果報告を作り上げます。

成果報告会

3日間の議論の集大成として、共通テーマ「成長の限界」に沿う形で各分科会15分程度の成果報告を行います。

ここでは、TCが自らの取り扱った具体的なテーマについて、本企画の参加者全員に対して成果報告をするという形式を取ります。報告の最後には、全分科会共通で『私たちがそのテーマの問題に対して今から出来ること』を必ず発表してもらうことで、参加者それぞれが自分の所属していなかった分科会のテーマに対しても身近に感じてもらうと考えています。このことは、参加者が新たな視点を獲得することにつながり、「成長の限界」という目標に対する立体的な把握・認識をもたらします。

分科会ごとの成果報告終了後には参加者からの質疑応答の時間を設けることで、参加者のより主体的な参加を促し、また、各分科会の成果報告を参加者1人1人に評価してもらうため、分科会として「よりよい発表を作る」という目的が明確となり、分科会の一体感をより感じてもらえるようにします。

VI.各分科会の実施報告

①テーブル恵比寿

<テーマ> 地方自治体の行財政

<TC・AC名、所属大学、学部、学年>

TC：諸星航洋（東京大学経済学部3年）

AC：船越健太（東京大学教養学部2年）

AC：矢部祥子（中央大学法学部2年）

I. テーブルの趣旨

私たちのテーブルでは、地方自治体の財政とその財政運営に関わる行政制度・組織を扱った。日本の地方自治はしばしば「三割自治」と揶揄されるが、そのように称される理由の一つには、地方自治体の財政状況が挙げられる。すなわち、地方公共団体の歳入のうち、自主財源は3割にすぎず、残りの7割は中央政府からの地方交付税や国庫支出金で占められているという現状が指摘される。ただ、3割というのはあくまでも平均であり、もちろん全ての自治体がこのような比率になっているわけではない。東京のような自主財源比率の高い地方公共団体の住民の中には、自分たちの納めた国税が、地方交付税や国庫支出金といった形で自分たちの生活とはほとんど関係のない自治体で使われていることに何らかの違和感を覚える人もいるかもしれない。他方、地方圏の者の目には、中央と地方との公共財・公共サービスの差が、ある種の不平等だと映ってもおかしくない。

以上のような問題意識を踏まえ、私たちのテーブルでは、地方自治を支える理念、地方公共団体の歳入、地方公共団体の歳出という三つの観点から、地方自治体運営の現状に潜む問題点とその解決策を検討した。すなわち、理念に基づく財源の効率的な配分について、皆で新たな知見を導き出すことが、今回のディスカッションの意義であったと位置づけることができよう。

II. 議論の流れ

1. 地方自治の理念と必要性

1.1. 憲法学的な視点から

明治憲法における地方自治と現憲法における地方自治の比較と、現憲法における「地方自治の本旨」の解釈、という二点を通じて、現在の地方自治がどのような変遷を経て、どのような理念によって支えられているのかを検討した。具体的事例としては、先の大阪市長選挙について扱った。選挙や実際の行政の場で、地方自治の理念や目的が必ずしも明確には見えてこないという現状を浮き彫りにした。

1.2. 経済学的な視点から

市場の失敗と、規模の経済性という二点から、地方財政、ひいては財政という営みの必要性を明らかにした。その上で、具体的事例として、雪による生活被害について議論した。近年、過疎地域と過密地域の両方で、雪害の拡大が指摘されているが、その被害の様相は過疎地域と過密地域で互いに異なる。地方圏と都市圏との間に存在する人口・人口構造や財源の不適切な配分が、こうした問題の根底に潜んでいることが明らかになった。

2. 地方自治体の歳出

2.1. 予算の意義とその作成過程

予算とは、首長が提示した政策方針が具体化された見込み費用で、その作成過程で様々な政治主体の影響を受ける。本節では、予算の作成過程に着目することで、地方自治体の財政が、どのような政治主体の影響を受けているのかということを探った。首長は、直接選挙で選出されたという裏付けのもと、多大な影響力を持つが、一方で住民が地方政府や地方議会に意見を述べる場も担保されている。ただし、住民や議会の役割が過度に形骸化すると、夕張市のように財政運営上の不備が生じる可能性も指摘される。

2.2. 予算の作成・執行を地方政府が請け負う意義

予算の作成・執行を地方政府が請け負う意義としては、地方政府は国に比べて住民の細やかなニーズの把握に長けており、現物給付を中心とする公共財・公共サービスの提供に合目的的であるという点に集約される。その上で、教育、介護、福祉の三つの政策領域について、現物給付という給付形態の意義を踏まえたうえで、地方自治体が給付を請け負うことによって生じる弊害について議論した。地方公共団体という線引きによって、全国規模でプールすれば生じないはずの格差が発生しているという問題点が指摘された。

3. 地方公共団体の歳入

3.1. 現状

本章では、まず地方税の税源別構成割合と、地方税の原則を検討した。その上で、地方交付税が必要とされる根拠と、その仕組みを概観した。こうした財源確保を踏まえ、地方自治体はどの程度能動的あるいは受動的な政治主体であるべきなのかという議論を行った。国が一定の基準を設定して行うべきとされる受動的な事務・事業内容もある一方で、住民のニーズを把握して独自性を出していくべき能動的な政策領域も存在する。「財源」に着目すれば、地方交付税は権利なのか、頂きものなのかという問いに収束させることができる。

3.2. 近年の財政改革：三位一体改革と消費税増税

三位一体改革と消費税増税の二つの税制改革を議論するにあたって、共通する論点として浮上したのは、中央政府の政策の意思決定の場において、当事者である地方公共団体の利害が、総務省を通じてしか反映されないという点である。これは、地方分権を謳うあらゆる改革にも一定程度当てはまる論点である。

4. 最後に：私たちにできること

以上の検討を踏まえると、地方行財政運営の難しさは、「地方自治体間の財政力の差」に行きつく。さらには、この難しさの真髄には、「政策を決定する政治主体」と「財源を確保する政治主体」が必ずしも一致しないというジレンマが存在する。このジレンマは、地方のニーズの把握に長けているのは地方自治体であるものの、十分な財源を確保できるのは中央政府である、というジレンマだと言い換えることもできる。こうしたジレンマを解消していくためには、中央・地方間に存在する情報の非対称性を克服していく必要がある。したがって、例えば、移転財源を増やそうというインセンティブではなく、自主財源を増やそうというインセンティブが働くような税制が求められる。また、「地方がしたいこと」と「国が地方にしてほしいこと」とを一致させる為に、国と地方の意思疎通の場を充実させるという方策も必要となってくるだろう。

Ⅲ. TC・ACの感想

TC：諸星航洋（東京大学経済学部3年）

私たちのテーブルでは、「地方自治体の行財政」と銘打ち、地方自治体の理念や、その理念に根差す地方財政の歳出・歳入の在り方について議論しました。議論のプログラム全体に一貫した問題意識としては、地方自治体が、国や各種中間団体、住民などといった様々な政治主体との利害のなかで、どのように意思決定を行っていけばよいのかということでした。このような、いわば「地方自治体はどの程度能動的な政治主体であるべきなのか」という抽象的な問いに対しては、当然ながら、人によって様々な回答が想定されます。というのも、こうした考え方は、育った自治体や家庭などを通じて形成される、様々な価値観とも関わってくるからです。幸いにも私たちのテーブルには、北は北海道、南は沖縄まで、様々な都道府県出身の参加者が集まってくださり、多様な価値観をぶつけ合いながら皆で熱い議論を繰り広げることができたと思っております。

さて、問題意識として掲げた「地方自治体の意思決定」とは、かなり抽象度の高いトピックであり、どの程度議論を煮詰められるのか、レジュメを作りながら危惧していたところでもありました。しかし、「地方自治体の意思決定」という問いを、「地方自治体は国に対してどの程度能動的であるべきか」とか「地方圏の発展は都市圏の発展に後続するものなのか並行するものなのか」とか「現物給付の給付窓口である地方自治体にどの程度の裁量が認められるのか」といった様々な問いに読み替えることで、ある程度の抽象度を保ちながらも、参加者一人一人の意見や価値観を引き出すことに成功したと思えます。

反省点としては、ディスカッションの中で一つの合意を形成しようという試みを欠いていた点が挙げられます。終わってから思い返すと、今回のディスカッションは、意見や問題意識の「共有」という側面が強かったように思います。しかし、せっかく社会科学系の学生が多く集まり財政や行政機構に関して議論をするのだから、互いの妥協点を探るといふ議会政治的な営みをディスカッションに取り入れてみても面白かったかもしれません。

最後となりましたが、事前分科会での講演を快諾して下さった総務省自治行政局の植村哲様に厚く御礼を申し上げます。先生の講演を通じて、「制度ありきではなく、制度の形成過程や制度を動かす人にも注目しなければならない」という重要な着眼点を得ることができました。ありがとうございました。また、実行委員の皆様と敲き役の齋藤さんには、日程の調節や植村先生との連絡、レジユメの推敲等、様々な面でお世話になりました。こうして学術交流会を行うことができたのも皆様のお陰です。次に AC を務めてくれた船越君と矢部さん、支え合い励まし合いながら一つのディスカッションのプログラムを作り上げることができて楽しかったです。最後に、私たちのテーブルに参加してくれた皆さん、「このテーブルを選んでよかった!」「硬いテーマなのに楽しくディスカッションできました!」といった感想を聞いて、大変うれしく思っております。この企画に携わった皆様に、この場を借りて深くお礼申し上げます。本当にありがとうございました。

AC：船越健太（東京大学教養学部 2 年）

終わった後の達成感は大きく、非常に楽しかったのですが、いざ感想を書くとなると中々文字にならないもので、なんと表現していいのかわかりませんがとにかく楽しかったです。航洋さんや他の TC を見ていたり、AC ではありますがこの準備に関わったりする中で、一つのテーマについて長い時間をかけて考え、ディスカッションの準備をし、自分の問題意識を参加者にぶつける、そして最後にまとめを発表する。これらを苦しみながらも、時に失敗しながらも、こなしていった先にある達成感というものの気持ち良さを改めて感じました。

とはいえ、自分が地方自治体の行財政について、しっかり考えられていたかと言うと後悔の残る点があります。同じ大学の先輩であり、おそらく最も身近な先輩である航洋さんの AC に誘っていただいたということで、テーマに対する意識などは考えずに引き受けてしまいました。私自身は大都市に生まれ育ったので、地方自治についてそれほど考えたことはありませんでしたし、むしろ地方自治の必要性について疑問を抱いたこともありました。その程度の気持ちでしたから、途中他のことを考える必要が生じたり、地方財政を考える難しさに出会ったりした時、考えるのが嫌になって投げ出してしまう時がありました。学術交流会本番になって議論を進めていくなかで、自分が深い意見を出せなかったことはこの問題についての姿勢が現れてしまったのではないかと反省しています。

ただそれでも、今回 AC をやることで様々なことに気づくことが出来ました。地方自治を考えていく上で、自分の興味のある都市の問題についても考えることが出来ましたし、都市だけを考えるだけではないことに気づかせていただきました。また、航洋さんのコーディネーターは議論の進め方やまとめ方の勉強になりましたし、地方自治に限らず先輩方の貴重なご意見を伺うことが出来ました。

AC としてどれだけ役に立てたのかはわかりませんが、学術交流会の AC を、テーブル恵比寿の AC をすることができて本当によかったと思います。ありがとうございました。

AC：矢部祥子（中央大学法学部 2 年）

まず始めに、今回の学術交流会にて一緒に AC を務めた舩越君、そして誰よりも TC の諸星さんに心より感謝の気持ちを伝えたく思います。勉強不足により信じられないほど迷惑をかけ続けてしまいました。二人から学ぶことは数え切れないほど沢山ありました。今後の活動に生かしていきたいと思っております。また学術交流会当日にて熱く議論を交わして下さったテーブル恵比寿一般参加者の皆さんにも心より感謝申し上げます。参加者の皆さんがいなければ何も始まりませんでした。皆さんが活発に議論を交わす姿を見られた事が、今回の学術交流会における一番の幸せだったと実感しております。

先ほど後半部分に述べたことにも関わってきますが、このテーブルの一番の成果としては、参加者同士の議論が絶え間無く続いたという点にあると思います。地方行財政という身近なテーマ設定であったという部分も少し関係があるかとは思いますが、それを抜きにしてもかなり白熱していたように感じられました（実際、全ディスカッション時間を延長する結果となりました）。レクチャーが明快で理解し易かったという言葉を実際に一般参加者の皆さんから頂きましたが、これは TC によるかなり入念に作り込まれたアウトラインを崩さずに肉付けしていく形でレジユメ作りを進めることが出来たからだと思っております。

一方で、反省点も多く見受けられたように思えます。私が AC としてテーブルを回る中で意見として一番多く頂いたものが「ディスカッションの問いがぼんやりしすぎている」という意見でした。私たちの思いとしては、ディスカッションの問いに幅を持たせることにより純粋に沢山の意見を聞いてみたいという意図があったのですが、なかなかそれがうまく伝わらず結果として TC・AC がかなり踏み込んで助言することもありました。漠然としすぎていると、逆に参加者はどこから話し始めればいいのか、逆にどこまで踏み込んでいいのか…と、ボーダーラインをどこで引くべきか悩んでいる参加者がたくさんいました。個人的には概念的な単語を使うことが少なかったように思えますが、だからと言って解釈に幅を持たせすぎると危険であるということを感じました。ただ、質問に対して TC などが答えを出すとすんなりと議論が進んでいったようでしたので、準備段階で問いの立て方についてももう少し話し合うことができれば改善できる問題であるように感じました。

②テーブル鷺谷

<テーマ> 競争社会と幸福感

<TC・AC名、所属大学、学部、学年>

TC：大岩祐貴（一橋大学法学部2年）

AC：梅原美登莉（一橋大学社会学部2年）

AC：植松佑太（中央大学法学部2年）

I. テーブルの趣旨

現代の競争社会では「『いい大学を出て、大企業に入って高い収入を得る』人生が幸福な人生である、という一種の固定観念が存在しているのではないか？」という問題意識がもともとありました。しかし、競争を勝ち抜く以外にも幸福を感じられることは沢山あるはずで、それらの幸福を再発見する、つまり固定化された幸福観を多様化させる、ためにはどのような考え方の転換や行動が必要か？ ということを経験したく、今回このようなテーマを設定しました。

II. 議論の流れ

事前分科会では競争社会についてはあまり触れず、「幸福を感じる要素にはどのようなものがあるのか？」などといった問いを考えてもらい、一緒にディスカッションすることで、幸福についてある程度の共通理解（幸福に影響する要素として一般に研究結果によって示されてきた健康、収入、婚姻、職など計9つの要因）を意図しました。また、地域おこし協力隊の活動に参加し、都市とは異なる価値観、生き方を実際に体験していらっしやった長島由佳さんに外部講師としてお越しいただき、お話を伺いました。

一日目の午前中には、物質的に豊かな日本において、幸福度が世界的に見てもあまり高くない理由や自殺率が先進国の中でもトップである原因を考えてもらいました。そのうえで、現代の競争社会が格差社会を生み出していることや、グローバル社会の中で多国籍企業が政府、国家以上に権力と富を持ち始めていること、そしてそれらを許してしまう国家は経済成長、GDPの増大という一種の宗教に浸かっていることなどを示し、その観念は国民一人ひとりにも及んでおり、それが過剰な消費主義やテーブル趣旨で述べたような幸福観念の固定化に繋がっている、ということを経験したく、レクチャーとして話しました。

午後には、以上のような現代社会において幸福観を広げるための考え方、行動の変え方をみんなで考えてもらい、それを深めるため、テーブルの隔てなく、みんながみんなの意見に対して質疑応答する時間なども設けました。しかし、このディスカッションではこちらの意図している議題をよく理解してもらえず、議論が錯綜してしまいました。

二日目の午前中は、なぜうまくいかなかったのかについて考え、そもそもテーブル趣旨文に書いたテーブルの前提「社会は皆が幸福を目指せるように発展すべき」「現代は格差社

会であり必然的に負け組が生み出される構造を持っている」という二つがそもそも参加者と共有、認識、実感できていないことが分かりました。前者は価値観の問題、後者は今まで自分が生きてきた環境の問題なので、そもそも共有することが大変難しいのではないかと TC・AC は考えました。

Ⅲ. 成果報告会で発表するはずであった内容

私たちにできる行動として、広告の過剰な宣伝に囚われないように自分の本当に欲しいもの、必要なものを考え、お金をモノものではなく経験に使うようにすることや、地域の間人間関係を活発にする、というようなことを発表するため、そのモチベーションの保ち方や意識について考えてもらおうと思っていましたが、そもそもその前の段階にも到達しなかったため、実際の発表では、前述のような前提となる認識、価値観の違いの発見を取り上げました。

Ⅳ. TC・AC の感想

TC：大岩祐貴（一橋大学法学部 2 年）

今回 AC の二人はどちらも自分がやるテーマに興味を持って自分から立候補してくれました。そのためもともとある程度三人の中に共通の問題意識があり、それらの問題意識を持っていない人にその問題意識を持ってもらうことがとても困難であることが誰も認識できなかったのが一つの反省点です。今回取り扱ったテーマは現代社会全体に覆いかぶさる問題であり、規模が大きすぎてその全体像をこちらの力量不足のため見せることができずでした。もう少し参加者に身近な問題（フェアトレードの話など）から徐々に始めるべきであったと考えましたが、それを実行すると今度は時間との関係上、全体像を理解してもらえるところまで至らないという可能性も考えられ、今後もっと時間をかけて説明し、認識してもらいたいと思ひ、今後の自分にとっての課題となりました。そしてこの自分の課題が見えたということが今回の TC の成果になりました。参加者目線に立つことができず、途中上級生ばかりで話すことになってしまい、新入生がポカンとしていることもあり、新入生への配慮が足りていなかったことも反省点となっています。しかし、この反省点こそが私自身の成果でもあります。参加してくださった方々も意義のある二日間、三日間であったと語ってくれたことは喜ばしいことですし、今回このテーマで学術交流会の TC をやらせて頂いて、本当に良かったです。関係者の皆様、本当にありがとうございました。

AC：梅原美登莉（一橋大学社会学部 2 年）

今回「競争社会と幸福観」というテーマの AC を務めることができ、私にとってたくさんの収穫がありました。もちろん反省点もたくさんあるのですが、それらの反省点もこれからの課題が見つかったという点では、収穫といえるでしょう。

まず、私は TC がもっていた問題意識に非常に共感していたことから、AC に立候補させ

てもらいました。受験競争を終えほっとするのも、つかの間、これからも続く競争の波にのっていくなか、どこかで私たちの幸福観が規定されてしまっているような違和感がありました。ただ、私にはここでの違和感を、ひとことでまとめることができません。ひとつには、私たちは成功や自己実現を求めて努力し、それらを達成した人々を賞賛する一方で、なにかで失敗してしまった人、そもそも努力できる環境にいない人、障害や病気を抱えている人へ共感する意識が薄く、「自分だけ良ければ良い、という利己主義に陥りすぎているのではないか？」ということ。ひとつには、成功すること、自己実現を達成することで主観的な幸福度（満足度）が上がることはもちろんですが、「それ以外にも幸福度を上げる要素はあるのではないか？」ということ。ひとつには、時間がない、忙しい、ということは、自分と向き合う時間、自分のところを失っているということであり、その分、「外から自分の価値観が決められているのではないか？」ということ。これでもすべてを述べたようには感じるができない違和感に、今回の「幸福観を多様化させる」ことが目的である AA は、少しでも取り組めると期待していました。しかし私が抱えていた違和感・問題意識があまりにも曖昧で、主観的な価値観に根付くものであるように、「幸福観の多様化」というのは非常に広範囲にわたる事柄や価値観を含みます。またこれは、既存の社会の流れや社会生活に疑問を投げかけることから始まる概念でした。

今回 TC は、本ディスカッションを作るにあたって色々なところから資料やデータをかき集め、裏付けをとってレジュメを作成していました。AC である私は、そのレジュメを全体の構成や問題の切り込み方も含めて敲く役割を担っていたのにも関わらず、TC の問題意識に共感する一方で、扱おうとしている問題の奥深さに圧倒されて上手く敲くことができませんでした。今思えば、なぜもっと単純に、参加者の視点になって敲くことができなかったのだろうかと悔やんでいます。結果として、本番での構成や問題の切り込み方に多くの改善の余地があったことを痛感しました。学術交遊会では、当然、TC・AC と同じような問題意識を持つ人も持たない人も、一つのテーマの下で話し合います。普通の勉強会ならば、参加者自身が問題意識を持っているかどうかは、さほど勉強会の運営に関係はありません。しかし今回のテーマは、その問題意識こそが核心でした。問題意識を共有できなければ、「競争社会と幸福観」というテーマが、単に「幸福観」となってしまうのです。事実、TC・AC が用意していたディスカッションの問いで話された内容は、後者の内容でした。

今回 AC を務めて得た収穫はたくさんありますが、その中で、とくに自分にとって大きかったことを一つ挙げるとすれば、自分の違和感を話すことのできる、仲間と出会い、語り合うことができたことです。なぜ自分が上にあげたような違和感を持つに至ったのかを含めてまで話すことができたことは、とても嬉しいことでした。

私以外の TC・AC が挙げてくれているように、反省点や改善点がたくさん残りました。今回のテーマが学生という経験の少ない未熟な私たちが取り組むには、大きすぎたということも事実です。ただその事実も含めて、挑戦してみなければ本当には分からなかったと思っています。

さいごに、「競争社会と幸福観」というテーマで挑戦することができたことに感謝しています。このテーブルに何らかのかたちで関わってくださった皆さん、本当に、ありがとうございました。

AC：植松佑太（中央大学法学部 2 年）

まず、最初に実行委員会の方々にはいろいろな面で多大なご迷惑をおかけし、大変申し訳ありませんでした。そしてありがとうございました。

私が AC に立候補した理由は、大岩君が設定したテーマに大きな共感と興味を持ち、個人的にもその話を深めてみたいと思ったからです。特に「競走社会」に生きる私たちにとっての幸福というものは、学術交流会の AC に立候補する前に、自分が実施した勉強会で少し考えていたことであり、また、中央大学に入学してずっと考えてきたことだったので AC をできることになって本当に嬉しく、がんばろうと思いました。しかし、AC のうちでも私はレジュメを作ったり敲いたり、という所謂 AC らしい働きはあまりうまくいきませんでした。というのも、自分の中の知識量ではほかの二人の話についていくことが中々難しく、読書を人の倍以上してなんとか追いつく…という流れを繰り返してしまっただからです。このことに関して、TC の大岩君や AC の梅原さんには迷惑をかけてしまいました。本来、TC のサポートをするのが AC の役割なのにも関わらず話にしっかりついていけなかったのは、単に自分の力や努力不足であったと思います。また大きな反省として、自分のなかでの問題意識がハッキリと固まっておらず、自分の中での方向性がブレることが何回かあったことです。私以外の二人は、同じ大学で直接話す機会が私よりは多かったはずなので、それに負けないように、ミーティングの回数というよりは、もっと積極的に二人とコミュニケーションをとればブレることがなかったと思うので、そうすればよかったなと思いました。

成果としましては、個人的な話になりますが、価値観の共有というものは思っていたよりも難しく、また新たな価値観を受け入れることはさらに難しいことなのだ、ということを確認できたことです。私たちのミーティングの中であまり気に留めなかった価値観を皆に受け入れてもらう段階で躓いてしまう結果となってしまったのは、私をもっと違う観点から問題を見ることができなかったことが原因の一つだと思います。

最後に、今後機会があったら、また同じようなテーマでもっと色々な人と **discussion** にこだわらずに話してみたいと思っています。価値観を問う話は、今回の学術交流会で分かりました。でも、個人的にもっと多くの人と様々な話をしてみたいですし、まだこのテーマについて満足に議論しきれていないとは言えません。これから ALSA の人に限らず積極的に話していきたいと思っています。

自分にこんなにも色々考えさせてくれる機会を設けてくれたこの企画には本当に感謝しています。TC の大岩君、AC の梅原さん、委員会のみなさん、テーブルに参加してくれた皆さん、関わってくれた全ての皆さん、本当にありがとうございました。

③テーブル田町

<テーマ> 食料安全保障

<TC・AC名、所属大学、学部、学年>

TC：小川啓（中央大学法学部 2年）

AC：出川貴大（慶應義塾大学商学部 2年）

AC：加地榛名（東京大学法学部 3年）

AC：峰岸章（中央大学法学部 2年）

I. テーブルの趣旨

「食料安全保障」という言葉を聞いたことはあるだろうか。多くの方は異常気象や軍事的紛争等による食糧危機といった有事に対する考え方であると認識されるかもしれない。しかし FAO（国連食糧農業機関）の定義によると、食料安全保障は「すべての人が、いかなる時にも、活動的で健康的な生活のために必要な食生活上のニーズと嗜好に合致した、十分で、安全で、栄養のある食料を物理的にも経済的にも入手可能であるときに達成される」という。ここから食料安全保障という考え方が平時にも渡り、多面的な概念であることが分かる。

食料は生命身体の維持に不可欠かつ代替不可のものであるがゆえに、わずかな供給不安でも社会・心理的不安は大きなものとなる。また定義から分かる通り、供給量だけでなく安全性や供給安定性の充実も求められる。これらの点に鑑みると、エネルギー、資源等の他の安全保障論と同様に複雑な問題が食料安全保障にはある。食料安全保障強化を考える際、量や価格、質、有事での供給可能性を総合的に考えなければならないということである。世界的に見れば、人口増加や環境破壊などを背景に食料不足が深刻であるが、現状そのような供給量の問題が顕在化していない日本についてみると、問題となるのは食料安全保障を国内生産、輸入、そして備蓄でバランスを取りつつ達成することである。

本テーブルでは、日本の食料安全保障という視点から農業問題、あるいは農業政策の在り方を検討する。農業労働力と農地利用の縮減、自由貿易による輸入品との競合など、国内外に日本農業をめぐる様々な課題が山積みとなっている。そこで、これらの問題を政治的および経済学的視点、ならびに生産者および消費者の目線等、多角的に捉え、議論を展開していく。そして最終的には問題分析をもとに解決策を考えていくのだが、国際的な経済的枠組みが大きく変わろうとしている現在、世界と肩を並べるために、日本の農業政策に必要とされる舵取りを政策という形にして提言することを全体の最終目標とする。

グローバル化という言葉が使われて久しくはなったが、国際的潮流に対して追いつけていない日本の国内政策は未だ少なくない。その一つが日本の農政といえる。だからこそ農業が内向きな産業となり、食料自給率や TPP が問題となるのであろう。国際市場に積極的に攻めるといふ考え方とは異なった食料安全保障の見地から、競争力のある農業について

参加者と共に議論をすることは大きな意義を持つものである。

II. 議論の流れ

・日本の食料安全保障

日本では食品の栄養性や安全性がある程度確保されているように見える。しかし、現実として、食料自給率が 39%であることは有事において食料安定供給に大きな不安要素を抱えていることを示している。

食料安全保障は非常に多面的な考え方ではあるが、日本においては「量」の確保が問題となるのではないか。

・食料安全保障のための指針とそこにおける具体的問題

この点、食料安定供給の手段として、国内生産、輸入、及び備蓄が挙げられる。ここでは国内生産と輸入に絞っていくのだが、いずれの手段を用いるにしても、両者のバランスを取っていくことが肝要である。日本農業は高品質で消費者が安心できる農産物を供給することができる反面、農用地面積と人口との関係で、国民全員の食を賅えきれるのか、不明瞭なところである。また他方で、輸入品は価格が低く、多くの消費者が手を出そうとするものであるが、その安全性や供給の安定性には不安があり、さらには国産品を淘汰する虞もある。

近時、TPP 交渉が取り沙汰されているが、国際的に自由貿易推進の流れが強まっている中で、輸入品と国産品の競合の可能性が高まりつつある。また国内に目を向けると、「農村の高齢化」、「耕作放棄地問題」といわれるように、問題が山積している状態である。

これらの問題を対処していくためには、日本農業が輸入品に負けることのない「競争力」のあるものでなくてはならないのではないか。

・問題解決のための現在の政策

前述の通り、日本農業には課題が山積しているが、その中でも大きな問題といえるのは、農業の担い手と農地に関するものではないか。この二つの問題は相互に関連しあっている。後継者不足により、農村が高齢化し、耕作放棄が増える、そして担い手も減少していくという、まさに悪循環が生まれているのである。

農地をめぐる問題を大きく二つに分けると、「農地の散在」と「農地利用の縮減」がある。これに対応するためには、農地の集約化と有効利用が不可欠である。昨年、設立された農地中間管理機構（以下、農地バンク）はこの二つの問題を一举に解決しようというものである。耕作放棄地などを、貸与という形で農地バンクに集約させ、担い手に対して再び貸与するというのである。土地の借主となる担い手は集約された農地で大規模な農業ができるということである。

しかしながら、農地を流動化させる仕組みづくりだけでは、問題の解決にはならない。

肝心の担い手がいなければ、この制度は機能しないからである。この点、担い手支援を強化していくことが重要ではあるが、補助金だけではやはり限界があり、農業の体質というものも一定の変更が求められているのではないかと考える。そこでこれら、担い手と農地の問題を解決する手段として、農業への民間資本の導入が必要なのではないか。

現状、企業の農業参入はリース方式（農地を賃借することでこれを利用する）で全面的に自由化が図られている。それによって近年では企業の参入も大幅に増加している。しかしながら、日本農業が直面する問題の窮迫性からして、さらなる参入の促進策が必要とも言われている。

この点、株式会社の農地所有を認めるか否かという議論がある（農業生産法人要件緩和論：現状では、農地所有は農業生産法人という形態をとらなければならない、その法人格取得に要件が課されている）。農地がただの土地としてだけでなく、食料の供給源として公的な性格を有するものであるから、その所有につき一定の規制がなされても、規制自体が合理性を欠くものとは言えない。しかしながら農地の有効利用の必要性などを考えると、企業の農業参入も必要とされることであり、非常に悩ましいものである。

これらの点を踏まえて、テーブルディスカッションでは、企業の所有権取得について、農業生産法人の要件を緩和するというより、リース方式において一定期間（5年程度）適切に農地を利用した場合は、所有権取得を認めてもよいのではないかという結論に至った。ただし、このような所有権取得のための要件などについては詰めた議論はできなかった。

・わたしたちにできること

ここまで政策的論議を見てきたのだが、やはり農政という政策分野には高度の専門性が要求され、政策を理解することも難しいことが分かる。しかし、農政全体でなくとも、一部でも農業政策について理解を持つことは、食料が生活上身近なものであることに鑑みて、重要なことである。

例えば、食料自給率という、広く国民に知られた政策指標がある。毎年各新聞などで「本年度の自給率は〇〇%」というのが掲載され、それをみた国民の中には日本農業の衰退を感じる人もいるかもしれない。しかしながら、食料自給率が「国内消費を国内生産がどれだけまかなっているか」を示す指標にすぎず、日本の農業が食料の安定供給にどれだけの潜在的な力があるかを測ることはできない。たとえば、有事には野菜を作れるようにしつつ、平時では付加価値の高い花卉を栽培する農家がいたとする。当然花卉などは食料自給率の指標には含まれないのだが、有事においては食料供給源となりうるのである。

食料安全保障の定義に立ち返り、日本の食料安定供給を測るものさしはつくれないだろうか。これは私たちの「できること」というより「考えられること」というべきかもしれない。特に自給率に変わりうる日本農業の生産力を示す、「自給力」という考え方が近年農林水産省からも提起されている。そこで自給力を測る指標ができないかということを考え、概括的ではあるが、その指標の要素として「農地」、「担い手」、そして「技術」を挙げるこ

とができた。特に農地が食料の供給源として代替不可能なものである点で、指標の要素の中でも「農地」の重要性を挙げることができた。

ただ、指標の具体的内容まで踏み込むことはできず、その指針を立てることに留まる結果となった。この点は農学部の学生の「できること」として譲り渡したいところである。

・まとめ

日本の食料安全保障のための国内農業としては、輸入品に負けない競争力が必要であり、いざというときのための自給力の確保ができる農業が求められているのであろう。

わたしたちにできること・成果としては、まず農政を知ることから始めなければならないということである。日々のニュース（今後の農業改革の動きは見逃せない）からしっかりと見ていかなければならない。また日本の食料安全保障を考えると、政策を見る際に自給力という考え方があることを認識しながら、吟味を行うことが肝要である。これは今後有権者となる学生にとって、選挙人やマスコミだけに注視せず、冷静な目で物事を判断することも必要とされるということである。

Ⅲ. TC・ACの感想

TC：小川啓（中央大学法学部2年）

食料というのが生活上大変身近なものであるにも関わらず、食料供給に大きく関わる農業政策の国民的議論は未だ大々的になされたことはないように思える。そこで本テーブルでは、日常からは遠く離れた農業政策を、近時その重要性が高まっている食料安全保障という視点から捉えることを全体の大きな目標とした。

実際の議論で、基本的な知識共有型のディスカッションから問題解決策の検討までできたことは大きな成果である。ただ、専門的な知識の要る議論であったため、前提となる知識の理解を図ることに苦心し、時間的に見ても十分なディスカッションができなかった点は反省すべきある。さらにいえば、ディスカッションの設定で文言が足りず、参加者にとり議論の範囲が際限なく広がってしまったことがあった。

反省すべき点の多かったテーブルディスカッションではあったが、収穫といえることも多かった。レクチャーの運営において、ただレジュメを読み上げるのではなく、敢えて余白を作って、板書のスペースとして、参加者がメモするということが議論の随所で行われた。参加者が主体性を持って参加できた点、その有用性が示されたことは、今後の学術運営にも役立つものであった。

ディスカッションの結論として一つの政策を構築するという事は、残念ながら達成することができなかった。しかしながら、今後確実に議論に上がる（今年6月の政府規制改革会議などで議題に上がる方針の）農業改革について、その一端についてはあったが考える機会ができたことにより、当初の目標は一定の達成をみたと考える。

学術交流会を終え、参加者から「このテーブルを選んでよかった」などのお言葉をいた

だき、TC 自身とても光栄な気持ちになった。難しいテーマであったが、議論をリードして下さった上級生、そしてそれについてきて下さったテーブルのメンバーに感謝を表したいと思う。

この企画は学術だけでなく、様々な面で自分自身の成長の場となりました。このような機会を与えて下さったみなさんに感謝いたします。

AC：出川貴大（慶應義塾大学商学部 2 年）

この度私がこの企画に AC として参加しようと思ったのは、昨年度の学術交流会がとても素晴らしいものだったと聞き及んでおり、そのような企画ならば能動的に参加してみたかったからです。私は専業農家の孫なので、「食料安全保障」というテーマを扱うと聞いた時は身近でやりやすいのではないかと高を括っていましたが、一筋縄ではいかないことばかりで準備の段階から頭を悩ませることが多かったです。国内農業を主に扱ったのですが、これに対する私の理解は、驚くべきことに「農協のお兄さんがたまに家に来るなあ」程度でした。しかし、終始興味・関心を持って考えることができ、準備期間の中でだいぶ理解を深めることができました。

反省点として挙げられるのは、自分の担当である部分にばかり知識が偏ってしまい、他の部分に対する理解が AC として求められる水準に至っていなかったことです。参加者の質問に適切な回答を与えられなかったことで力不足を痛感しました。また、図表を用いて説明を行う場面が多かったのですが、視覚的な情報があっても参加者全員の理解を一定水準まで引き上げるために難しい概念の説明を試みることの難しさを感じました。ディスカッションに入ってから、上級生がもう一度レクチャーしたことを下級生に説明するという事態が生じてしまったので、この点については時間不足を言い訳とせず、もっと試行錯誤をすべきだったと思っています。

良かった点としては、事前分科会における外部講師の方による講演が意義深いものであったことです。なぜなら、テーマに対する理解が深まった事前分科会の参加者が、本番で各テーブルを引っ張る役割を自然と担ってくださり、とても頼りになったからです。成果報告会の際にはたどたどしいながらも伝えたい部分は自分なりに噛み砕いて説明することができたと思います。100 余名の前で発表する機会というものは今まで想定してこなかったので非常に緊張しましたが、参加者の方々に終了後によくできていたとお声掛けしていただき涙が滲むほどに嬉しかったです。頼りない私に重要な役割を色々任せてくれた TC には感謝してもしきれません。

不安ばかりの学術交流会でしたが、結局は自分なりに楽しみつつ精一杯やりきることができました。「成長の限界」という全体テーマの下で、私自身僅かですが進歩できたと勝手に思っています。テーブル田町の TC、AC をはじめ委員会の方々、参加者の皆さんにこの場を借りてお礼を申し上げます。

AC：加地榛名（東京大学法学部 3 年）

今回の学術交流会のテーマとして「成長の限界」と聞いた際、まず思い浮かんだのが食料問題でした。食は間違いなく人間の成長の基盤ですが、あまりここに注目している同志がいなかったため、TC から農業というテーマを聞いたときは思わず嬉しくなり AC を希望しました。

ディスカッションを通して、食が大切ということはみな言われれば賛同するが、やはり消費習慣を変えることは難しく、農業政策にまで遡ってしまうとなかなか縁遠い、ということを感じました。また、一般参加者からすると、日本の農業の競争力には限界があり、必要なものはむしろブランド力、と感じるようでした。私自身、日本の農業への問題意識はいかに国産品の需要を高めるか、特に地元農家と給食事業の連携であったり、産直販売であったりという、消費者の食への思い入れを強める手法に偏っており、農業政策よりはブランド力に通ずる方向性だったと思います。

しかし、本テーブルの主眼は、日本農業をいかにグローバル社会へ適応させるか、具体的には貿易自由化の中での農業保護や土地・人・資本の整備などにありました。これまで自分自身は深く考えてこなかった視点で農業を見つめ直すことになり、様々興味深かったです。

農業政策は技術的・専門的な面が多く、なかなかディスカッションしがたいテーマだったと思います。ファシリテートや流れづくりなど、あまりうまくアシストできず申し訳ありませんでしたが、ともに考えてくださった参加者のみなさんに心から感謝しています。少しでも農業に対する見方が深められていれば嬉しいです。ともに学術を作った TC、AC、敲き役にも、貴重な勉強の機会をいただき感謝するとともに、一つのことをグループで作り上げた達成感を感じています。興味のずれもあり、うまく TC の思うような議論を実現する手助けができなかったり、むしろ攪乱することを言ってしまったりということもありましたが、農業については勿論のこと、ディスカッションについて、グループワークについて、プレゼンテーション方法について、様々なものを学びました。

学術交流会への参加はこれで 3 回目ですが、学びと充実感、そして人との繋がりという ALSA の魅力を改めて味わいつつ、みなにも感じてもらえていればと願っています。

AC：峰岸章（中央大学法学部 2 年）

まず、はじめに今回 AC としてこの学術交流会に参加する機会を与えて頂いた皆さんに感謝をお伝えたいと思います。私事ではありますが、毎年この 4 月下旬から 5 月中旬にかけては、どうしても出席しなければならない行事があり、この企画への参加、まして AC としての参加を躊躇しておりました。そんな私に声をかけて頂き、支えて頂いた皆さん、本当にありがとうございました。

そしてこの「食料安全保障」のテーブルに参加させて頂くことになった訳ですが、それは個人的に日本の農業政策についてはかねてより興味があったからです。高校生のときか

ら農業政策については考えていたのですが、それを深く掘り下げて、何かの形にまとめるという機会はなかなか作れませんでした。実際、当時の私は農地管理への抜本的な規制改革、株式会社の農業への参入、農作物輸出の拡大、果ては農協改革までぼんやりと考えているに過ぎませんでした。しかし ALSA に入り、この学術交流会という企画が、これらの問題を表面的だけではなく、時間をかけて深く掘り下げて政策提言という形にまとめるという最高の機会であると考えました。

深く掘り下げるとい点では、外部講師である農林水産省の方々、特に大臣官房政策課と秘書課という政策形成の中核で活躍されている方々にお話を伺うことが出来たことは、私の財産になっています。以前より政治全般に興味があった私にとって、現役の中央省庁で活躍されている方々とお話しをさせて頂けた時間は大変有意義なものでした。このような機会を頂いたことも、やはり学術交流会に参加して良かったと思う理由のひとつです。実務研修チームの皆さんにはこの場をお借りして感謝を述べさせて頂きたいと思います。

政策提言については、農地中間管理機構等の具体的な政策を学ぶことができ、私自身、比較的満足のいくものになったのかなと思っています。しかしながら、法学部生として農業を通じた法制度そのものに深く踏み込めなかったことは極めて心残りです。この点については、AC としての反省ではなく私個人の反省になりますが、今後の学術活動を行うにあたっての自戒としてここに述べておきたいと思います。

最後になりますが、やはりこの企画に参加させて頂き本当に良かったと思っています。テーブル参加者の皆さん、委員会の皆さん、外部講師の方々、そして私に声をかけてくれた仲間感謝しています。本当にありがとうございました。

④テーブル日暮里

<テーマ> 貨幣の価値と信用の限界、金融危機

<TC・AC名、所属大学、学部、学年>

TC：長野美紗子（早稲田大学政治経済学部2年）

AC：石田千明（早稲田大学法学部2年）

AC：寺井結有（中央大学法学部2年）

I. テーブルの趣旨

2014年1月3日、NHKがビットコインに対して「世界的な対応が必要」と報道した。他の通貨とは違って、このビットコインは紙幣などの実体をもたず、また、電子マネーのような他の通貨のデータ化でもない。このように仮想的な貨幣の形態および取引が可能であるということは、貨幣経済の発展によるものであり、すべてが仮想化されたこのビットコインは、発展、つまりは「成長の限界」であるといえるだろう。そして同時に、これらの高度な貨幣経済の発展は、人類の貨幣をコントロールすることの「限界」でもあるのではないだろうか。

現在では、貨幣が便利になることと引き換えにその役割は複雑化し、また他の通貨とも関連があるため、一つの国家がコントロールすることができなくなっている。このことが為替の乱高下、そしてユーロ危機をはじめとした金融危機、国の財政破綻にまでつながっている。成長・発展をただ享受するのではなく、その実態を見直し、どのように受け入れていくか、そしてまた現行の通貨とその制度についてもこの新しいコインを通して考えていきたい。

II. 議論の流れ、今後の展望

・ビットコインとは

サトシナカモトによって発案された「偽造することのできないデータ」であり、その偽造の不可能性や、価値などのシステムに対する信用を持つ人々によって貨幣として使われる。データであり、実体を持たないため、インターネットを通じて銀行などの仲介者を通さずに直接送付先に送ることができ、手数料がほとんどかからない、換金せずに世界的に使うこともできるなどのメリットがある。また、先日のギリシアでの金融危機の際には、資産保存手段として用いられたこともあった。デメリットは信用の不確かさ故にドルや円などの交換レートが乱高下し価値が安定しないことと、新技術であるために、対応が定まっていないことである。

・Mt.Gox 倒産事件

Mt.Goxの倒産はビットコインに関して最も注目された事件であり、また同時に、人々のビットコインに対する不信感をつのらせた。

2010年に事業を開始し、当時世界最大のビットコイン取引所であった Mt.Gox が、2014年2月26日に突如全ての取引を停止し、2014年4月に経営破綻してしまったのである。倒産した当時のレートで換算すれば、460億円に相当するビットコインが「消失」してしまい、しかもその消失の原因は不明である。その損失はいったいだれがどうやって補償すべきなのだろうか。

・ビットコインへの対応

ビットコインは現状として、株などのように投機的な目的で使われることが多く、リスクが高いことは自明であり、また利用者は一部に限られている。そこで、利用者の自己責任であるという意見は多く出た。しかしながら、被害が大きいことと、ビットコインやそれに類する貨幣において再び同じような事件が起こらないとも限らないことから、要保護性はないとは言い切れない、つまり、何かしらの対応はすべきである。政府がとるべき対応とは何か、ということについて話し合った。

まず、政府が干渉する対象として、ビットコイン同士の取引つまりシステムそのものに介入すべきではない。なぜなら、困難であるということも確かだが、「信用される第三者を介さずに信用ではなく暗号学的な証明に基づく電子的支払いシステムをつくる」というビットコインの設立目的と矛盾するためである。そのため、Mt.Goxのようなビットコインと現行貨幣の交換取引所に介入すべきである。

取引所が破産した場合、公的資金を投入して、政府が利用者にある程度の補償をすることが考えられるが、それは利用者が一部に限られているため税金を投入する合意がえられにくい。そこで、実際に電子マネーで実施されている、供託金制度を義務付けることを提案する。供託金とは、取引所が一定の資産を銀行などに預け入れ、万一破産したときには、そこから利用者に対して、配分される。預け入れる資金の確保としては、円との交換の際に手数料として差し引くことで賄われる。交換レートと供託金の量などを考慮して利用者が取引所を選択するようになれば、経営状態が悪い取引所などは淘汰されるであろう。

・成果報告会后

ビットコインは現在進行中の問題であるため、成果報告会（5月11日）から現在（6月20日）の間にも変化があった。

5月13日には、取引所は申告制の方向となり、規制は見送られ、ビットコインは「価値のある電磁的記録（価値記録）」であるとみなされる方向になり、6月19日には、自民党がこのような主旨の提言書をまとめた。これからの日本・各国・世界の対応が興味深い問題である。

II. TC・ACの感想

TC：長野美紗子（早稲田大学政治経済学部2年）

今回のこの学術交流会を通して、反省点も多くありましたが、全体としては得るものが

多く、なによりも、私自身が楽しむことができました。新入生を歓迎するという面でも、学術として深く考察するという面でも成果を残すことができたと自負しています。

まずは反省点ですが、主なものを挙げれば、計画性のなさ・仕事の遅さと、問題意識の曖昧さでした。

一点目は、前半は資料をここまで提出するという目標を締め切り前に設定し、早めの行動をとることができていたのですが、本番に近づき忙しくなると、締め切り直前の提出ギリギリ、もしくは締め切りに遅れてしまい、様々な方にご迷惑をおかけしてしまいました。仕事をアシスタントの2人に任ず、という点も私は不得手で、折角調べてもらうなら、無駄足を踏ませたくない、自分で把握しきれぬか不安に思ってしまう、仕事を頼むのが遅くなり、逆に迷惑をかけたと思います。しっかりとした計画をもって臨むべきだったと思っています。

二点目の問題意識の曖昧さは、自分自身が実際に漠然とした問題意識を持っていた抽象的な問題と、新入生が参加する企画ということもあり話しやすさと、参加者を楽しませるということ、自分自身のディスカッションのトピックと流れの作りやすさで、どちらに重点をおくべきか決められなかったためです。最終的に、話しやすさに重点をおくことが出来た点はひとつの成果であり、結果的に良かったと思っていますが、早めに意思を決めていけばより円滑に進んだこともあったのではないかと思います。

次に成果ですが、まずは関西で関連ディスカッションが実施できたこと、テーマを絞ることができたこと、自分の能力が向上したことです。

一点目の関西での学術活動は、ゴールデンウィークに、実際に私が関西学院大学に行って関西からでは参加できない学生の為に事前分科会を短縮したものを行いました。忙しい中でしたが、それ以上の意義があったと思います。

二点目のテーマを絞ることができたというのは、反省点でも述べた通り、問題意識が曖昧だったことが問題だったのですが、最後に報告会があるという学術交流会の性質と、参加者にとってもわかりやすく、やっていて楽しいものとなることが目的だったので、結論を出すことができるものということ意識しました。結果的に、欲張らずにテーマ取捨選択したことで、すっきりとした流れになったと思います。一般的にキャッチーな話題で、また、法学生にはあまりなじみのないものだったと思いますが、その分 ALSA の持ち味である多様な価値観に触れる・共有するということが出来たことは大きな成果だったと思います。

三点目の自分の能力の向上ですが、一つのテーマについて深く考えることができました。プレゼンテーションの技術にも不安を覚えていましたが、よい経験になりました。このテーブル日暮里に参加してくれた方々と共に考え、作り上げ、最終的には優勝という結果を残すことができ、たいへんうれしく思います。関わったすべての方にこの場を借りて感謝したいと思います。ありがとうございました。

AC：石田千明（早稲田大学法学部 2 年）

今回の学術交流会の私なりの成果として、「ビットコイン」のような歴史上に前例のない新たな価値観を社会で受け入れる時にどのような問題が起きるか、そして私たちはそれらにどう対応すべきか、ということテーブルの皆さんと共に考えることができたのではないかと、ということが挙げられます。テーブル日暮里で主に扱ったビットコインは、貨幣の生産から消費まで全てがインターネット上で行われるということ、いかなる国の政府の価値の保障、生産への関与もない自由な通貨であるということにおいて歴史上類を見ない存在です。それ故に生じる問題も前例のないものばかりであり、その点において他のテーブルよりも難しい議論になったかもしれません。しかし、言い換えると議論のしがいがある、そんなテーマだったと思います。

次に反省点として、三ヶ月以上一つの問題を考え続けることの困難さを痛感したという点があります。TC・AC での話し合いが始まったのは今年の十二月からでしたが、ビットコインを取り巻く状況はまさにリアルタイムで変化していました。事件があるたびに私たちの目指すべき結論は形を変えていく一方で、新歓の準備などに追われ深く考える余裕がないこともありました。TC を支えるべき AC であるはずなのに、支えられる状態にないという時期もあり、たくさんの迷惑をかけてしまったと思います。

私が今回テーブル日暮里の AC を務めさせていただいたきっかけは、昨年度の学術交流会に一般参加したということにまで遡ると思います。ALSA に加盟している全ての大学から参加者が集まり、三日間に渡り一つの議題について話し合い続ける。当時 ALSA に入会したばかりの私はそれが非常に魅力的に感じ、また当時 TC・AC をなさっていた先輩方のいきいきとした姿が印象に残りました。そして AC として学術交流会に参加した今年度は、昨年度よりももっと学術交流会を楽しめたと感じています。これは、私たち TC・AC を色々な面で支えてくださった委員会の皆さん、私たちの提示した問いに対して、真摯な意見を述べてくださったテーブル日暮里の皆さん、そして TC の長野さん、AC の寺井さんのおかげだと考えます。本当にありがとうございました。

AC：寺井結有（中央大学法学部 2 年）

（成果として）

「貨幣の信用と価値」という、アジア法学生協会らしからぬテーマは、私たちテーブルの進行役やディスカッション参加者にとって、議論を進めにくいテーマでもあったと思います。前知識がない分、議論をするのが難しいのではないかとするのは準備段階に感じていました。しかし、参加者は上級生を中心に活発ディスカッションをしてくださったし、ビットコインへの対応が分野をまたいだものであるため、むしろ ALSA の特徴（学校や学部にかかわらず知的好奇心のある学生が集まっている）が生かされた議論ができたのではないかと思います。

また、私たちにとって欠かせない貨幣が、信用創造（信用想像ともいえる）によって成

り立つ不思議さや、今日その信用創造の究極のカタチとなってあらわれた仮想通貨と呼ばれる通貨の面白さを一般会員と共有することは私たち進行役がやりたかったことであり、今回の学術交流会でのもっとも大きな成果だと思います。

(反省として)

1つは、TC,ACが個々の活動（各支部でのALSAの活動など）で忙しくなかなか会う機会を設けられなかったことです。ですから、テーブルで議論する根本的な内容や、ファイナルディスカッションで話したいことを決めるのが遅れ、焦る中で私たちTC/ACが参加者に知ってもらいたいこととは何かを突き詰め、参加者が分かり易いように議論を組み立てる作業はとても骨が折れました（とくにTC）。その際はこのテーブルの敲き役である神田さんのお世話になりました。ほんとうにありがとうございました！

また、議論の基礎となる知識のレクチャー（ビットコインのシステムの説明など）を怠り、参加者に苦勞を掛けてしまいました。ALSAでふだん扱うテーマではない分、言葉の定義などを大切に、どこまで深く説明するのかを丁寧に考える必要があると思います。

⑤テーブル渋谷

<テーマ> 冤罪から考える日本の司法制度の在り方

<TC・AC名、所属大学、学部、学年>

TC：住吉亮祐（慶應義塾大学法学部 2年）

AC：岩澤宏樹（青山学院大学国際政治経済学部 3年）

AC：持田麻尋（一橋大学社会学部 2年）

I. テーブルの趣旨

まず「冤罪」について、人が人を裁くという性質上完全になくすことは不可能である。その一方で、その件数をできるだけ減らすための政策上の工夫や努力は行えるはずという前提となる見解が存在している。しかし、去年の5月にジュネーブで行われた国連拷問禁止委員会で、日本の警察や検察の取り調べに弁護人の立ち会いがないことなどが問題視され、日本の刑事司法は「中世」のものだと揶揄されたことから分かるように、日本は特に冤罪が多い国である。

本企画は冤罪を多く生み出してしまうような日本の司法制度について見てゆき、それをどのように改善してゆくかを考えてもらおうという趣旨で行い、事前分科会では制度としての日本の司法制度の問題点（裁判員制度を含む）を検討した。そして本番ではその制度の一部である取り調べの可視化の是非、さらに具体的な事例として痴漢冤罪、そして外的な要因であるメディアについて取り上げた。冤罪を減らすにはどうすべきか、治安維持と人権保障のバランスを考慮しながらディスカッションしてもらうことに意義があるゆえに、このテーマは重要で議論する価値があると私は考えた。

II. 議論の流れ

i. 問題提起

「冤罪」をなくすことは不可能であるという前提に立ったため、できるだけその数を減らすにはどうすればよいかという方向性で議論を進めた。そのため、なにが冤罪の原因となっているのかということに焦点を絞った。その答えとしてTC,ACがまとめたものが「既存の制度の不備に主観的な要素が入り込む余地が存在するため冤罪が生じる」というものである。

具体的な例を挙げて説明すると、取り調べの可視化についての改革案が、4月30日に法制審議会で検討されたが、全面可視化を規定する一方で多くの例外規定を設けている。これが制度の不備であり、また可視化を行えば従来の捜査方法では自白を引き出せない、何とか例外規定を適用して自白を引き出そうという考えに捜査官が至る（故意にこのように考えることはもちろんない）ことが主観的な要素が入り込むということである。そのため、司法制度の不備をいかに改善するかが政策提言となりうるという考えに至った。

ii. 政策提言

TCによる提言

◎取り調べの可視化を実行するにあたってどのようなルールの整備が必要か？

・取り調べの可視化の範囲は線引きが現実的に難しいため原則すべての事件で全過程を可視化すべき。取り調べの全面可視化をした暁には、そのデータを裁判官、検察、弁護人が自由に証拠として採用することが出来る。

※ 可視化のための予算が足りないのではないかという反論に対しては、警察、検察が可視化に応じたくないため「コストがかかる、予算が足りない」と言っているだけであり、現実問題として不可能ではないという結論に至った。

・本人の否認があった場合録画。希望によっては逮捕される段階から国選弁護人をいれる。警察、検察が彼らを妨害して自白しても任意性を認めない。⇒ 法制度化へ。

◎裁判官の人事制度、裁判員制度に関する提言

・冤罪を生み出した裁判官への責任追及は行き過ぎ。検察に責任があることも考慮して、裁判官の明らかな故意、過失があった時に限り、処分を下す。(罰金)

※国家からの刑罰という形をとり、民事裁判での処分ではない。

・裁判員制度 ⇒ 廃止

理由 そもそも裁判員制度は裁判の迅速化と、コストの削減を目指して制定されたものだが憲法違反(13条、76条)

ACによる提言

◎冤罪を誘発するようなメディアの報道を防ぐには、不十分な検証をもとに犯人ととれるような報道を行い、その事件が後に冤罪と判明した場合に「報道機関に罰金規定を設ける」

※現状では、出版社側は、訴えられたとしても裁判を引き延ばし、誤認記事によって得た利益にそぐわない額(非常に少額)を賠償金として支払っている。

⇒報道機関の姿勢、認識の甘さ。これを是正するために厳罰化を行い、報道姿勢を改めることが必要であるという意図。

◎痴漢冤罪への対策

供述しか証拠が存在しない

⇒監視カメラの導入、「防犯カメラがついています」と書かれたステッカーを設置

◎勾留

身柄拘束の要件(住所不定、証拠隠滅、逃亡の恐れ)は妥当とは言えない。

そのため在宅捜査が妥当。

◎目撃証言が出づらい

目撃した場合、自分が重要な証人であることを認識する。

⇒ 男性が被害女性の受ける精神的苦痛の深刻さを理解する。痴漢行為を防止し見て見ぬふりをせず助けあう。

⇒ 中吊り広告で意識喚起する。

Ⅲ. TC・ACの感想

TC：住吉亮祐（慶應義塾大学法学部2年）

（良かった点）

まず、「冤罪」という難しいテーマについてディスカッションするにあたって、外部講師の方が3日間すべて参加してくれたことである。実際に弁護士としてご活躍されている中での実体験や、それに基づく様々な意見は非常に参考になった。参加者の方も緊張感を持って議論できていたと思われる。また参加者の知識の水準も高く、レクチャーにそれほど苦労せずに済んだのに加え、ディスカッションが行き詰るというようなことはほとんどなかった。

（悪かった点）

上記の良かった点と被るが、講師の方の意見はほぼすべての的を射ているものであったため、参加者が講師の意見に同調する点が見られ、最終的な政策提言がすべて講師の意見を基にしたものになってしまったことが挙げられる。また「冤罪」というテーマ自体がALSAのディスカッションに向いていないと感じたことである。というのも、具体的な改革案などは日弁連などの組織がすでに提言しているものであるし、さらに一人の意見に対するの反論、疑問などが出しにくいテーマであったからである。

もう一つ挙げると、普段のディスカッションと同じような調子でレジュメを作り上げてしまったため、成果報告会でまとまりのあるパワーポイントを作り上げるのにかなり苦労した点である。レジュメを作る段階から最終日の成果報告会のことは意識しておくべきだと感じた。

（全体を通しての感想）

自分が今回TCとして学術交流会に関わりたかったきっかけが、去年新入生として参加した学術交流会であり、個人的な目標がより多くの1年生がALSAにコミットする気になるような質の高い学術企画を作るということであった。質が高かったとは言えたものではないが多くの新入生に「楽しかった」と声をかけてもらえて達成感を感じることが出来た。

そして、ACの二人には非常に助けられたと個人的に感じている。特に成果報告会の前日に、プレゼンテーションの方向性をどのようにするかということを考えるにあたって、彼らの意見が非常に参考になった上に、彼らのおかげで当日も特に問題なく報告を終えることが出来た。

AC：岩澤宏樹（青山学院大学国際政治経済学部 3 年）

自分はテーブルテーマである冤罪の身近な例として、痴漢冤罪を取り上げました。殺人など重大犯罪と比べれば軽微な犯罪（迷惑防止条例違反、公然・強制わいせつ罪）での冤罪にもかかわらず、被疑者への被害がかなり大きいという独特の性質がある内容でした。

成果を述べます。第一に、身近な例を通して他の冤罪と共通する構造を見て取れたことです。第二に、日本の司法が直面している状況について、冤罪というテーマから見つめ直すことができたと思います。

反省点を述べます。第一に、全体の流れとしては、TC が決めてくれた内容を AC が担当するという流れでしたが、TC・AC で全体の流れを共に決めていく必要がありました。第二に、自分の担当部分について概要を決めるのが遅く、たたき合うことが不十分だったと思います。とても基本的なことですが、いま議論していることがおおもとのテーマのどこに位置するか、という視点を常に持つ必要があることを再認識しました。第三に、「痴漢犯罪で冤罪が起こる要因に対してどうしていくべきか」が本来扱われるべきことであるのに、痴漢を防ぐ対策を扱ったレクチャーがありました。

最後に、講師としていらしていただいた西込先生にこの場を借りて感謝を致します。誠にありがとうございました。そしてテーブル参加者の方にも、何か得られたものがあればとてもうれしく思います。かなりご迷惑をかけることになってしまいましたが、最後まで支えていただき本当にありがとうございました。

AC：持田麻尋（一橋大学社会学部 2 年）

今回テーブルのテーマとして設定された「冤罪」は、日本の司法における様々な欠陥が重なって起こる複雑な問題でした。故に、「どのように冤罪を防止するか」という提言のゴールまでの道のりは真っ直ぐな一本道ではなく、何本もの茨の道が伸びていました。このような難しいテーマに対して、堅苦しい議論ではなく様々なアプローチから身近に捉え冤罪に関して考える機会にしてほしい、というのが TC 住吉ひいては我々の主眼であり、それが少しでも達成されたのであれば嬉しく思います。

AC として私は、冤罪を社会面から捉え、中でもマス・メディアの犯罪報道について扱う部分を担当しました。メディアの関するこの手の議論に関しては、改善策がメディアリテラシーの 1 点に集約されて終わってしまうことが普段の勉強会でも多く、なんとか広い視点で主体的に考えてもらうことを目指しました。そのため新聞記事を用いたケース・スタディを取り入れました。マスコミによる世論操作を自分たちも受け得るのだということを実感できた点で、これは生かされたと思います。

反省としては、①テーマがあまりにも複雑で広範囲のファクターを扱うものであったために、統一性の欠けた流れになってしまったこと、②外部講師の方の意見に頼りすぎてしまったことです。テーブル参加者においては、混乱した議論構成だったにも関わらず夜中

も議論したり、成果報告会直前まで提言を練ったりと積極的に議論を交わしてくれ、全体で一つのものを作り上げたことを私自身切に感じるようになりました。

繰り返しになりますが、冤罪というテーマは未だ先の見えない問題であり、提言が採用されれば防止できるという簡単なものではありません。ただでさえ法学の知識に乏しい私がこの問題について考えることは大変なことであり、時には投げ出したくなったこともありました。しかし、身近に考えてもらおうという目標のもと最後の発表まで漕ぎつくことができ、自分としてもACをやってよかったと感じました。参加者の皆さん、TC、AC、外部講師の方、委員会の皆さん、学術交流会 2014 を作り上げた全ての同志たちに感謝したいと思います。

Ⅶ.企画責任者総括

「様々な意見を聞き入れた上での合意形成に努める人材を育成すること」、「各分科会が1つのチームとして学年問わず協力して3日間を過ごすことで最後の成果報告を成功させるということ」、「学生の視点や考えを踏まえつつ、理想にとらわれない成果報告をこの学術交流会という場だけでなく社会に向けて発信すること」以上の3つの目標を掲げた本企画が、大きな問題なく終えられたことに私自身が達成感という成果を感じているとともに、多くの参加者もそれぞれ多様な成果を実感しているだろうと思います。

各々感じている成果は異なるでしょうが、本企画を通しての成果としては、昨年度実施した学術交流会 2013 の反省を踏まえた「新たな学術交流会」を創り出すことが出来たことです。具体的には、各テーマに応じて外部講師の方々に講演していただいた、あるいはディスカッションに参加していただいたこと、また、成果報告会を出来る限り学生主体のものにしたことが挙げられます。現在の社会が抱える諸問題について、私たち学生が知ることの出来ない世界を現場に携わる方から直接話していただける、あるいは質疑応答させていただける、そのような機会は普段なかなか得られるものではなく、参加者にとっては大きな経験となったのではないかと思います。また、成果報告会は学生主体にして、質疑応答も学生同士のものとしたことで率直な意見や感想をかわすことが出来、非常に白熱したものになったと感じています。上級生だけではなく新入生も素朴な質問を発表者にぶつけるなど、積極的な姿勢も見られました。

しかし、本企画のこれからを考える上で多くの改善点が見られたことも事実です。具体的には、成果報告会における各分科会の報告の方向性が挙げられます。「今の私たち出来ること」というものを報告の目標として作るように運営側から発表者に伝えてありましたが、テーマによってはこの目標に行きつくことが困難なものもあり、企画の一貫性は持たせつつも出来る限り自由なディスカッション、そして報告をしてもらうように工夫すべきだったと感じています。これを次回への反省としたいと思います。

大学生という立場で社会に散在する諸問題を3日間という長い期間で考えることは今後の学生生活、あるいは社会に出た後でもあまりない経験だと思います。この機会が、各参加者の益々の発展の契機となることを願っています。

ALSA 学術交流会 2014 実行委員長
一橋大学経済学部経済学科 3年 岡田卓磨

VIII.外部講師の先生方・実行委員の紹介

◇ 外部講師の先生方

植村 哲先生 <テーブル恵比寿>

(総務省自治行政局地域政策課 国際室長)

長島 由佳先生 <テーブル鶯谷>

(地域おこし協力隊)

大島 英彦先生 <テーブル田町>

(農林水産省大臣官房政策課上席企画官)

斉藤 賢爾先生 <テーブル日暮里>

(慶應義塾大学 SFC 研究所 上席所員)

西込 明彦先生 <テーブル渋谷>

(西込・高見法律事務所 弁護士)

◇ ALSA 学術交流会 2014 実行委員会メンバー

岡田 卓磨 (一橋大学 3 年) 神崎 芹奈 (中央大学 3 年)

嘉満 千晶 (中央大学 3 年) 高島 優花 (中央大学 3 年)

初田 和子 (中央大学 2 年) 杉山 佳菜 (立教大学 2 年)

中村 圭吾 (一橋大学 2 年)

IX 企画決算

| ◆支出 | | | |
|---------------|-----------------|-----|---------|
| オリンピックセンター経費 | | | |
| 日付 | 項目(単価) | 数 | 金額 |
| 4/20(日) | | | |
| 午前 | 160 人部屋(5700) | 1 | 5,700 |
| 午後 | 20 人部屋(1500) | 2 | 3,000 |
| | 円卓会議室(1900) | 1 | 1,900 |
| | 40 人部屋(1900) | 2 | 3,800 |
| | 40 人部屋・大(3200) | 1 | 3,200 |
| | 80 人部屋(3200) | 1 | 3,200 |
| total | | | 20,800 |
| 5/10(土) | | | |
| 午前 | 20 人部屋(1300) | 6 | 7,800 |
| 午後 | 20 人部屋(1500) | 6 | 9,000 |
| | 宿泊(1600)A・B・C 棟 | 131 | 209,600 |
| total | | | 226,400 |
| 5/11(日) | | | |
| 午前 | 20 人部屋(1300) | 6 | 7,800 |
| 午後 | 200 人部屋(9100) | 1 | 9,100 |
| total | | | 16,900 |
| 合計 | | | 264,100 |
| 食費 | | | |
| 日付 | 人数 | 値段 | 金額 |
| 5/11(日) 朝 | 130 | 470 | 61,100 |
| 合計 | | | 61,100 |
| 雑費 | | | |
| 項目 | 数 | 値段 | 金額 |
| レジュメ・資料印刷代 | | | 12,927 |
| 諸経費(名札関連として) | | | 8,843 |
| 諸経費(文具関連として) | | | 1,563 |
| TD 中の菓子/飲み物補助 | | | 8,602 |
| 講師への謝礼代 | | | 40,000 |

| | | | |
|-------------|----|-----|---------|
| 講師への御礼代 | | | 10,372 |
| 講師への花束代 | | | 15,580 |
| TC/AC への色紙代 | | | 648 |
| TC/AC への花束代 | 16 | 540 | 8,640 |
| 渉外経費 | | | 3,055 |
| コンペ景品 | | | 18,772 |
| 合計 | | | 129,002 |
| 総計 | | | 454,202 |

| | | | |
|--------------------|--------|-------|---------|
| ◆収入 | | | |
| 参加費 | | | |
| 項目 | 数 | 値段 | 金額 |
| 参加費 | 150 | 500 | 75,000 |
| 上級生宿泊費 | 83 | 3,000 | 249,000 |
| 新入生宿泊費 | 45 | 1,500 | 67,500 |
| 合計 | | | 391,500 |
| 補助金 | | | |
| 項目 | 金額 | | |
| 協賛金(辰巳法律研究所様より) | 48,400 | | |
| 補助金(ALSA Japan より) | 14,302 | | |
| 合計 | | | 62,702 |
| 総計 | | | 454,202 |